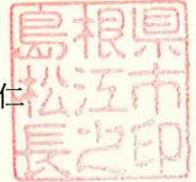


松江市告示第 96 号

松江市建設工事請負契約書の書式（平成 23 年松江市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
松江市建設工事請負契約約款 (支給材料及び貸与品)	松江市建設工事請負契約約款 (支給材料及び貸与品)
第 15 条 略	第 15 条 略
2 略	2 略
3 受注者は、 <u>支給品に係る部分の工事が完了し、使用数量が確定した後</u> 、 発注者に受領書_____を提出しなければならない。	3 受注者は、 <u>支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、</u> 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4～8 略	4～8 略
	9 <u>受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。</u>
9・10 略	10・11 略

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。